

第6期玉村町障害福祉計画・第2期玉村町障害児福祉計画



令和3年3月

玉 村 町

目 次

ページ

1 計画の基本的事項	1
2 計画の基本理念	1
3 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系	2
4 令和5年度の目標値の設定	3
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行		
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
(3) 地域生活支援拠点等の整備		
(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行		
(5) 就労移行支援事業の利用者数		
(6) 就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者率		
(7) 就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者率		
(8) 就労定着支援事業利用者数、就労定着支援事業就労定着率		
(9) 障がい児支援の提供体制の整備等		
5 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策	9
(1) 訪問系サービス		
(2) 日中活動系サービス		
(3) 居住系サービス		
(4) 計画相談		
6 障がい児支援の必要な量の見込み及びその確保のための方策	15
(1) 必要な量の見込み		
(2) 見込量確保のための方策		
7 地域生活支援事業の実施に関する事項	17
(1) 必要な量の見込み		
(2) 見込量確保のための方策		
8 計画推進のために	24
(1) 推進体制の確立		
(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供		
(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用		
(4) サービスの質の確保		
(5) 計画達成状況の点検及び評価		

1 計画の基本的事項

「障害福祉計画」は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたことに伴い策定が義務付けられてから、本町では、平成30年度に「第5次玉村町障害者福祉計画（令和元年度～令和5年度）、平成29年度に「第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）を策定しました。

本計画は、第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画の計画が終了するにあたり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の改正に伴う事項と、国から示された基本方針及び第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画の実施状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年を期間として「第6期玉村町障害福祉計画・第2期玉村町障害児福祉計画」を策定します。

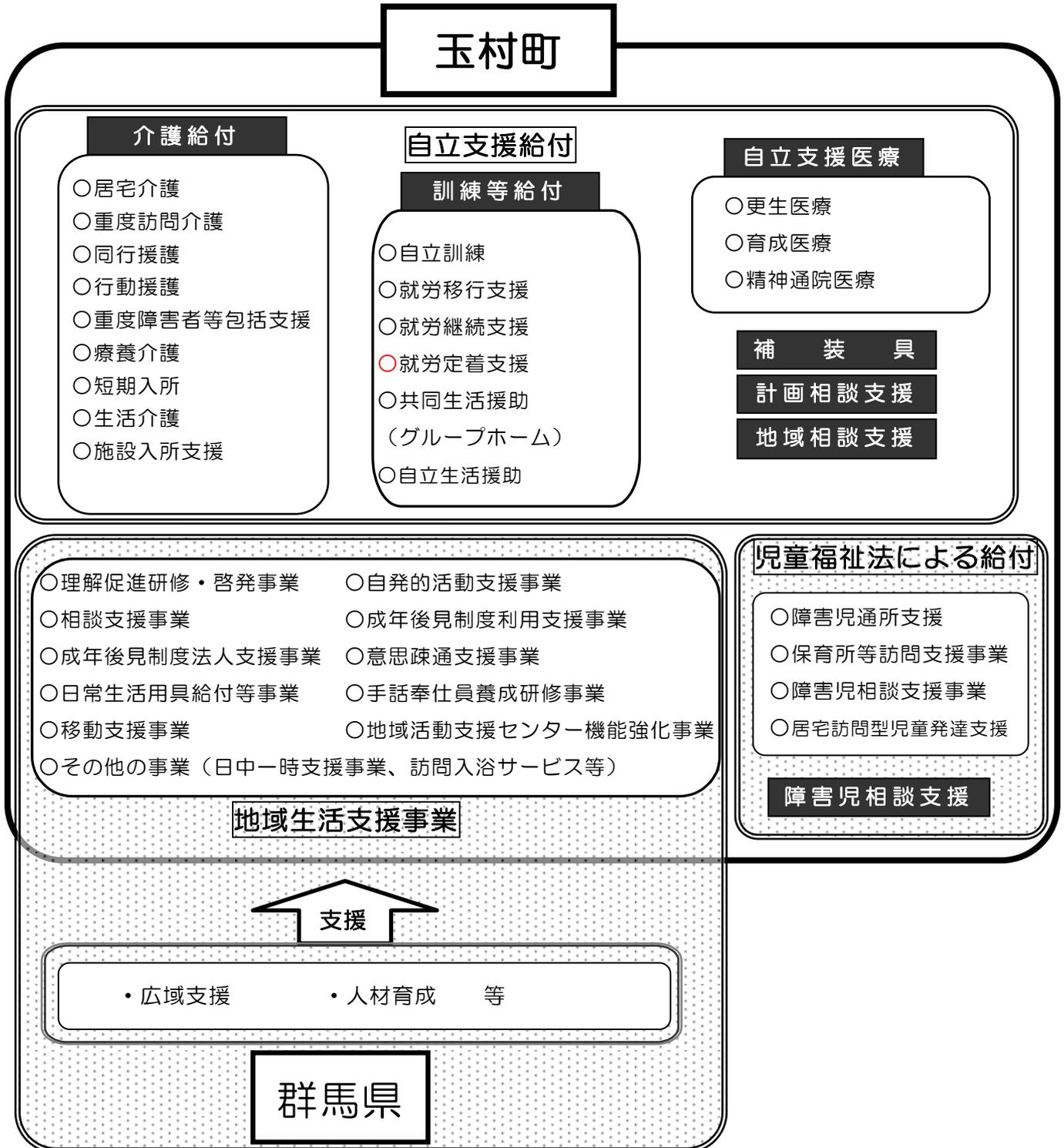
2 計画の基本理念

本計画は、「第6次玉村町総合計画（令和3年度～令和14年度）」等と整合した計画として「障害者基本法」第11条に基づき平成30年度に策定した「第5次玉村町障害者福祉計画（令和元年度～令和5年度）」の施策・事業のうち、障害者総合支援法に基づく各種指定障害福祉サービスや指定相談支援、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児支援を具体的にした計画とします。そのため、次に掲げる「基本的考え方」に基づいて、より実情にあった数値目標と確保方策を整備します。

【基本的考え方】

- 1 障がい者の自己選択と自己決定の尊重、本人の意志決定を支援
- 2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所施設から地域生活への移行、住み慣れた地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

3 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系



サービスの給付体系については、介護給付、訓練等給付、自立支援医療からなる「自立支援給付」、そして、地域での生活を支えるために、地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」となっています。

また、障がい児については、自立支援給付、地域生活支援事業を除いて児童福祉法により給付を行っています。

4 令和5年度の目標値の設定

○障がい者数の推移

令和2年3月末の当町の人口は36,312人で、障害者手帳所持者数は1,856人となっており、総人口の5.1%に相当します。手帳所持者は年々増加傾向にあります。

障がい者（児）の推移

【単位：人】

	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
身体障害者手帳所持者	1,114	1,149	1,161
療育手帳所持者	255	242	239
精神障害者保健福祉手帳所持者	204	237	256
障害者手帳所持者合計	1,573	1,628	1,856
総人口	36,435	36,467	36,312

○令和5年度の数値目標

施設入所者への地域への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を計画的に進めるために、令和5年度の数値目標を以下のように設定します。

（1）入所施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活に移行すること、施設入所者数を1.6%以上削減することを基本としております。

本町においては、平成28年度から令和元年度の3年間では0人でした。本計画期間においては、地域移行者1人を目指し、相談支援機能の強化を図るとともに、グループホーム等の地域移行のサービス基盤の充実を進めていきます。

項目	数値	考え方
入所者数（A）	32人	・令和元年度末時点での入所者数
令和5年度入所者数（B）	31人	・令和5年度末時点の利用人員の見込み者数
【目標】 地域生活移行者数	2人 (6.25%)	・施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数 ・国の「基本指針」では6%以上が地域移行することを基本としています
【目標】 施設入所者数の削減（A-B）	1人 (3.125%)	・施設入所者の削減目標数 ・国の「基本指針」では2%以上削減することを基本としています

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
【目標】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の回数	1回	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の機会を設けることを基本としています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者が地域で生活するうえで、緊急時や親なき後等を見据え、地域生活支援拠点等の整備により、障がい者の地域生活を支援する次のような機能のさらなる強化を図ろうとするものです。

- ①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ②一人暮らし、グループホームへの入居者等に体験の機会及び場の提供
- ③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点を、玉村町障がい者総合支援協議会の場を用いて、関係各機関と連携しながら地域の複数の機関が分担して地域生活の機能を担う、面的体制の整備を進めていきます。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数。 「地域生活支援拠点」を「面的な体制」で行います。 玉村町では「面的」な体制を整備しています。

項目		数値	考え方
◇ 参考 ◇ 整備 の 考 え 方	うち 地域生活支援拠点を整備	0箇所	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援の機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点を整備することとしています。 ※障害者施設支援を地域生活支援拠点とする場合は、小規模化を進めるとともに、交流機会の確保など、地域に開かれたものであること。
	うち 面的な体制を整備 (市町村単独)	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> 地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備することとしています。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

第5期計画においては、福祉施設から一般就労への移行目標を年間3人としていた中で、令和元年度は5人が就労しております。

国の基本指針では、令和元年度の一般就労移行実績の1.27倍以上を基本としています。本計画では、過去の実績等を踏まえ、一般就労者数7人とします。

福祉施設から一般就労への移行に向けて、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉施設等関係機関との連携を強化し、目標達成に向けた支援を行ってまいります。

障害者就業・生活支援センターによる、予約制の「玉村町障害者就労相談会」を町内の会場で毎月1回行っております。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度の一般就労への移行数	5人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を通じて令和元年度に就労した者の数
【目標】 令和5年度の一般就労への移行数	7人 (1.4倍)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行事業等を通じて令和5年度に就労する者の数 国の「基本指針」では令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本としています

(5) 就労移行支援事業の利用者数

第5期計画では令和2年度の就労移行支援事業所利用者数を21人としていた中で、令和元年度の就労移行支援事業所利用者数は3人でした。

国の基本指針では就労移行支援事業所利用者数が2割以上増加することを基本としており、本計画では、令和5年度の就労移行支援事業所利用者数、4人を目標とします。

就労に向けた支援ができるよう、相談支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校等と連携しながら推進してまいります。

項目	数 値	考 え 方
【実績】 令和元年度末の就労移行支援事業利用者数	3人	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末において就労移行支援事業の一般就労への移行者数
【目標】 令和5年度末の就労移行支援事業利用者数	4人 (1.33倍)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労移行事業等を通じて令和5年度に一般就労する者の数 国の「基本指針」では令和元年度における移行実績の 1.30 倍以上とすることを基本としています

(6) 就労継続支援A型事業の一般就労への移行者

国の基本指針では就労継続支援A型事業を通じて令和5年度に一般就労する者が令和元年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本とし、本計画では、令和5年度 of 就労継続支援A型事業の一般就労移行者、1人を目標とします。

就労に向けた支援ができるよう、相談支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校等と連携しながら推進していきます。

項目	数 値	考 え 方
【実績】 令和元年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末において就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数
【目標】 令和5年度末の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	1人 (倍)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて令和5年度に一般就労する者の数 国の「基本指針」では令和元年度における移行実績の 1.26 倍以上とすることを基本としています

(7) 就労継続支援B型事業の一般就労への移行者

国の基本指針では就労継続支援B型事業を通じて令和5年度に一般就労する者が令和元年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本とし、本計画では、令和5年度 of 就労継続支援B型事業の一般就労移行者、5人を目標とします。

就労に向けた支援ができるよう、相談支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校等と連携しながら推進していきます。

項目	数 値	考 え 方
【実績】 令和元年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	2人	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末において就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数
【目標】	3人	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の利用者のうち、就労継続支援

令和5年度末の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	(1.5倍)	B型事業を通じて令和5年度に一般就労する者の数 <ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では令和元年度における移行実績の1.23倍以上とすることを基本としています
------------------------------	--------	--

(8) 就労定着支援事業利用者数、就労定着支援事業就労定着率

利用者数は、国の基本指針では令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、本計画では、令和5年度の就労定着支援事業利用者数、5人を目標とします。

就労定着率は、国の基本指針では令和5年度の就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とし、本計画では、就労定着支援事業就労定着率、8割を目標とします。

項目	数値	考え方
【目標】 令和5年度末の就労定着支援事業利用者数	5人 (7.1割)	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。
【目標】 令和5年度末の就労定着支援事業の就労定着率	8割	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では令和5年度の就労移行支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としています。

※「就労定着率」とは、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(9) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の支援については、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するための体制整備を図るもの。

障がい児支援提供体制の整備により、次のような機能の強化を図るものです。

- ① 障がい児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から身近な地域での支援
- ② 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援
- ③ 障がい児支援の均てん化を図ることによる、地域支援体制の構築
- ④ 障がい児のライフステージに沿った切れ目無い一貫した支援を提供する体制の構築
- ⑤ 障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進。

項目	数値	考え方
【目標】 児童発達支援センターの設置	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> 国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村に少なくとも一か所以上設置することを基本とします。 市町村単独での確保が困難な場合には、

		圏域での確保であっても差し支えないとしています。
【実施】 保育所等訪問支援事業の継続	1箇所	・町内に平成24年5月に指定された事業所を確保しています。引き続き障がい児と関わる保育所等の職員に対応していきます。
【目標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、支援できる事業所を一か所以上確保することを基本としています。 ・市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。
【目標】 主に重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所の確保	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、支援できる事業所を一か所以上確保することを基本としています。 ・市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとしています。
【目標】 医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。 ・市町村単独での確保が困難な場合には、県が関与したうえでの圏域での確保であっても差し支えないとしています。

5 障害福祉サービスの必要な量の見込み及びその確保のための方策

障がい者が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力に応じた活動を保障するために、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込量を第5期玉村町障害福祉計画の実績により、その必要量の確保に努めます。

【見込量の単位について】

サービス見込み量は、サービスごとの各年度末における1か月当たりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

「人/月」 月間の実利用者数

「件/年」 年間の延べ利用件数

「時間/月」 月間の延べサービス提供時間

「人日/月」 「月間の実利用者数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」で算出される延べサービス量

(例えば10人が1か月に平均して20日利用する場合、200人日/月となります。)

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み

訪問系サービスは次の5つのサービスがあります。

サービス種別	実施内容
居宅介護	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、重度の知的障がい者、行動上著しい困難を有する精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	意思疎通を図ることに著しい障がいがあり、重度の身体障がい又は行動上著しい困難を有する知的障がい者・精神障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

居宅介護、同行援護などの訪問系サービスについては、障がい者の地域での自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。また、これらのサービスは、家族と共に暮らし続けたいと願う障がい者にとっては、家族の機能を補完する本人支援のサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

利用実績から、地域生活への移行が進むにつれて利用の増加が予測できます。

(第5期計画と令和元年度までの利用実績)

サービスの名称			平成30年度	令和元年度	令和2年度
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	時間/月	計画	2,000	2,050	2,100
		実績	2,047	2,141	****

※平成30、令和元年度は3月利用実績。

(令和5年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	実利用者数	人/月	73	75	77
	サービス量	時間/月	2,342	2,450	2,563

② 見込量確保のための方策

玉村町障がい者(児)基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の有効活用を促進し、サービス提供事業者との連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供をめざします。同時に、訪問系サービスについては今後も増加が見込まれるので、利用量を確保するために、訪問介護員の担い手の育成を事業者に働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み

日中活動系サービスとは、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

サービスの名称	事業内容
生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護が必要な方に、その介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいの方に一定期間、身体機能向上のために、必要な訓練やその他の支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい・精神障がいの方に一定期間、日常生活能力の

	向上のために必要な訓練やその他の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型(雇atype)とB型(非雇atype)の類型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般企業へ就労した障がい者の就労に伴う環境変化による生活面の課題の対応、解決に向け、企業や家族との連絡調整、指導、助言の支援を一定期間行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

(第5期計画と令和元年度までの利用実績)

サービスの名称			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人日/月	計画	1,576	1,635	1,694
		実績	1,363	1,415	****
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	計画	20	20	20
		実績	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	計画	22	22	22
		実績	0	1	****
就労移行支援	人日/月	計画	270	302	333
		実績	274	291	****
就労継続支援 (A型)	人日/月	計画	137	197	256
		実績	93	128	****
就労継続支援 (B型)	人日/月	計画	1,140	1,197	1,254
		実績	1,031	1,087	****
就労定着支援	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	1	****
療養介護	人/月	計画	4	4	4
		実績	4	4	****
短期入所	人日/月	計画	37	37	37
		実績	17	18	****

※平成30、令和元年度は3月利用実績。

(令和5年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数	人/月	72	74	76
	サービス量	人日/月	1,525	1,583	1,596
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	人日/月	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	人日/月	22	22	22
就労移行支援	実利用者数	人/月	21	23	25
	サービス量	人日/月	328	348	370
就労継続支援 (A型)	実利用者数	人/月	8	9	10
	サービス量	人日/月	166	216	281
就労継続支援 (B型)	実利用者数	人/月	60	63	66
	サービス量	人日/月	1,207	1,272	1,341
就労定着支援	実利用者数	人/月	2	2	2
療養介護	実利用者数	人/月	4	4	4
短期入所	実利用者数	人/月	5	6	7
	サービス量	人日/月	20	24	28

② 見込量確保のための方策

日中活動系サービスの利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせることで必要なサービスを選択することができ、多様なサービス需要への対応が必要となります。また、日中活動系サービスは、障がい者の日中の居場所を確保する事業であり、自立した地域生活を送るためには欠くことのできない事業です。当町では平成30年3月時点で、日中活動系事業所は7カ所ありましたが、その後就労継続支援A型事業、就労移行事業の廃止があり、現在は6カ所の事業所で、生活介護事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業を行っています。日中活動系サービスは玉村町の障害福祉政策においても重要な柱となる事業と考えており、町内においてサービス量の確保が困難なサービスについては、他市町村との協力や連携を目指します。

また、短期入所は緊急性の高いサービスと考えられます。町内に2カ所実施可能な施設ができたため、緊急時に対応できるようサービス提供事業者との連携を強化し、安定したサービス提供体制を整えます。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な支援を提供するサービスをいいます。平日の日中では、利用者は通勤や日中活動系サービスなどを利用しています。このサービスは障がい者の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤です。

サービスの名称	事業内容
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活向上の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、居住の場を提供し、主に夜間において生活能力向上のために必要な訓練を行います。
自立生活援助 (平成30年4月からの新規サービス)	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

(第5期計画と令和元年度までの利用実績)

サービスの名称			平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	計画	33	37	41
		実績	36	40	****
施設入所支援	人/月	計画	31	30	29
		実績	33	33	****
宿泊型自立訓練	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	****
自立生活援助	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	****

※平成30、令和元年度は3月利用実績。

(令和5年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称			令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	46	49	51
施設入所支援	実利用者数	人/月	33	32	31
宿泊型自立訓練	実利用者数	人/月	1	1	1
自立生活援助	実利用者数	人/月	1	1	1

② 見込量確保のための方策

入院中の精神障がい者や施設入所者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを背景に、共同生活援助(グループホーム)は、今後も重要な役割を担うサービスです。玉村町では共同生活援助事業所がここ3年で2カ所増え、3カ所となりました。個々の障害特性や自立の程度に合った地域移行ができるよ

う、支援に努めます。

また、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、必要な入所施設の支援に努めます。

(4) 計画相談

① 必要な量の見込み

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

サービスの名称	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用の調整を必要とする方に対し、サービス等利用計画書を作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した障がい者に対して、常時の連絡体制の確保等の支援を行います。

(第5期計画と令和元年度までの利用実績)

サービスの名称			令和30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	計画	60	64	68
		実績	45	60	****
地域移行支援	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
地域定着支援	人/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	0

※平成30、令和元年度の3月利用実績。

(令和5年度までのサービス量の見込み)

種類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	67	69	71
地域移行支援	実利用者数	人/月	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	人/月	1	1	1

② 見込量確保のための方策

利用者本位の相談及び支援ができるよう、玉村町障がい者(児)基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関のネットワーク化を進め、広範な相談支援体制を構築していきます。

6 障がい児支援の必要な量の見込み及びその確保のための方策

(1) 必要な量の見込み

障がい児支援とは、主に放課後支援や療育において必要な支援等を行います。

サービスの名称	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び身体状況により、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援(平成30年4月からの新規サービス)	重症心身障害児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の、居宅に訪問して発達支援を行います。
児童入所支援(福祉型・医療型)	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。
障害児相談支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等を利用する前に障害児支援利用計画の作成や一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います。
コーディネーターの配置	医療的ケア児に係る各分野の関係機関との調整を行います。

(第1期計画と令和元年度までの利用実績)

種類			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人日/月	計画	146	158	170
		実績	116	120	****
放課後等デイサービス	人日/月	計画	444	468	492
		実績	583	729	****
保育所等訪問支援	人日/月	計画	2	2	2
		実績	0	1	****
医療型児童発達支援	人/月	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
児童入所支援(福祉型)	人/月	計画	1	1	1
		実績	2	2	****

児童入所支援 (医療型)	人日/月	計画	1	1	1
		実績	0	0	****
障害児相談 支援	人/月	計画	30	34	38
		実績	31	37	****
コーディネーターの配置	人/月	計画	0	0	1
		実績	1	1	1

※平成30、令和元年度の3月利用実績。

(令和5年度までのサービス量の見込み)

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	利用児童数	人/月	20	23	26
	利用量	人日/月	160	184	208
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	65	70	75
	利用量	人日/月	975	1050	1125
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	5	6	7
	利用量	人日/月	10	12	14
医療型児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	人/月	0	0	1
	利用量	人日/月	0	0	5
児童入所支援 (福祉型)	利用児童数	人/月	1	1	1
児童入所支援 (医療型)	利用児童数	人/月	1	1	1
障害児相談支援	利用児童数	人/月	40	42	45
コーディネーターの配置	人/月	1	1	1	

(2) 見込量確保のための方策

障がい児が必要な支援を受けることができるよう民間事業者の育成、事業実施を働きかけ、障がい児支援の充実を図っていきます。放課後等デイサービス事業所は、1カ所廃止となり計4カ所あり、児童発達支援事業については、放課後デイサービス事業所が児童発達支援両方を行う多機能型事業所となり、2カ所となりました。身近な地域で就学前の専門的な療育を受けられるよう支援に努めます。

7 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 必要な量の見込み

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付など、とくに日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「その他事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

サービス種別		実施内容
理解促進研修・啓発事業		障がい者の理解を深める為の研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業		自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害者相談支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者（児）の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供を行います。
	基幹相談支援センター事業	身体・知的・精神・発達・難病の各障がいの多様な相談に対応できるよう、総合的な相談支援の場として基幹相談支援センターを設置します。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいの為、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人以下（「聴覚障がい者等」という。）に意思疎通の円滑化を図る為、手話通訳者を設置します。
	手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等の福祉向上のため、手話通訳者の派遣を行います。
	要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者等の福祉向上のため、要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具給付等事業	重度の身体障がい者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。	
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、手話通訳者を養成します。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障がいのある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります。	
日中一時支援事業	日帰りショート事業	
日中一時支援事業 訪問入浴サービス事業	サービスステーション事業	障がいのある人を一時的に預かり、見守りや社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
	登録介護者事業	心身障がい児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。
	身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。	心身障がい児（者）の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本町に登録している介護者がサポートします。
知的障害者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、広報紙をはじめ、地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に提供します。	
自動車改造費補助事業	自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の就労その他の社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
	自動車改造費助成事業	障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

障害者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
障害支援区分認定等事務事業	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。

(令和2年度までの利用実績)

サービスの名称		平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	理解促進研修・啓発事業		実施	実施
2	自発的活動支援事業		検討	実施
3	相談支援事業	実施箇所	1	1
	①障害者相談支援事業(委託事業所)			
	基幹相談支援センター		実施	実施
	②基幹相談支援センター等機能強化事業		実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0
5	成年後見制度法人後見支援事業		未実施	未実施
6	意思疎通支援事業	件/年	22	11
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業			
	②手話通訳者設置事業	設置人数	1	1
7	日常生活用具給付等事業	合計	663	790
	①介護・訓練支援用具	件/年	0	3
	②自立生活支援用具	件/年	2	4
	③在宅療養等支援用具	件/年	4	3
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	5	1
	⑤排泄管理支援用具	件/年	652	779
	⑥居宅生活動作補助用具	件/年	0	0
8	手話奉仕員養成研修事業	修了者/年	5	5
9	移動支援事業	人/月	51	51
		時間/年	5,996	6,006
10	地域活動支援センター	町内	実施箇所	1
			人/月	8
	町外	実施箇所	4	4
			人/月	10
11	日中①日帰りショート事	人/月	17	18

一時支援 事業	業				
	② サービス・テクノロジー事業	人/月	54	52	45
	③ 登録介護者事業	人/月	0	0	0
12	訪問入浴サービス事業	人/月	4	4	4
13	知的障害者職親委託事業	人/年	0	0	0
14	点字・声の広報発行事業		実施	実施	実施
15	自動車改造費補助事業	人/年	2	3	0
16	障害者虐待防止対策支援事業		実施	実施	実施

※年間の利用者実績。ただし、人/月は平成30、令和元年度の3月利用実績。
令和2年度は利用見込み件数。

(令和5年度までのサービス量の見込み)

サービスの名称		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
2	自発的活動支援事業	検討	検討	実施
3	①障害者相談支援事業 (委託事業所)	実施箇所	1	1
	基幹相談支援センター		実施	実施
	②基幹相談支援センター 等機能強化事業		実施	実施
	③住宅入居等支援事業		実施	実施
4	成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1
5	成年後見制度法人後見支援事業		検討	検討
6	①手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件/年	20	25
	②手話通訳者設置事業	設置人数	1	1
7	合計	件/年	821	826
	①介護・訓練支援用具	件/年	3	4
	②自立生活支援用具	件/年	5	6
	③在宅療養等支援用具	件/年	4	5
	④情報・意思疎通支援 用具	件/年	3	5
	⑤排泄管理支援用具	件/年	805	810
	⑥居宅生活動作補助 用具	件/年	1	1
8	手話奉仕員養成研修事業	修了者/年	10	10
9	移動支援事業	人/月	86	88
		時間/年	6,150	6,300

10 地域活動支援センター	町内	実施箇所	1	1	1	
		人/月	10	10	10	
	町外	実施箇所	4	4	4	
		人/月	15	15	15	
11 日中一時支援事業	①日帰りショート事業		人/月	25	27	29
	②サービスステーション事業		人/月	32	34	36
	③登録介護者事業		人/月	1	1	1
12	訪問入浴サービス事業		人/月	4	4	4
13	知的障害者職親委託事業		人/年	1	1	1
14	点字・声の広報発行事業			実施	実施	実施
15	自動車改造費補助事業		人/年	1	1	1
16	障害者虐待防止対策支援事業			実施	実施	実施

◇医療的ケア支援事業

導尿など、医療的ケアに対する訪問看護サービスは、居宅（自宅）への派遣が基本の医療サービスであるが、保育所、幼稚園への訪問看護派遣を障がい児事業として実施します。平成30年度から実施しています。

種 類			平成30年度	平成31年度	令和2年度
医療的ケア支援事業	利用児童数	人/月	1	2	2

※新規事業であり、対象となる障がい児が限定されるため、適正な利用のために保育所、幼稚園、訪問看護ステーションなど関係機関と連携を図ります。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

（3）地域生活支援事業の見込み量確保の方策

① 理解促進研修・啓発事業

本町では、町広報誌やパンフレットで、理解促進をしております。引き続き、地域住民に対し啓発活動を実施していきます。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活を営むことができるよう障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な活動を実施する団体に補助金の交付を検討し実施していきます。

③ 相談支援事業

障がいの種別を問わず対応できる相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。地域の相談支援の拠点として、引き続き

玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターを設置し、専門的職員を配置して困難ケースにも対応していきます。また、住宅入居等支援事業について、玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターでの対応を検討し、実施していきます。

今後においても、相談支援事業者、各障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を推進し、総合的な相談支援体制の整備を図りつつ「玉村町障がい者総合支援協議会」においても、その体制のあり方を協議・検討していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度が権利擁護のための支援であることから、必要な障がい者には、成年後見制度が適切に利用できるよう金銭的な支援や本人又は家族等が申し立て出来ない場合は町長が成年後見制度の申し立てするなど支援に努めます。

必要とする障がい者が適切に利用できるよう、本人や支援者への情報提供に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

地域包括支援センターと連携しながら、成年後見制度法人後見支援事業を早期に実施できるよう努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

本町においては、手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託し、事業を実施していますが、今後も利用件数の増加が見込まれております。

手話通訳設置事業について、1ヶ月に3回設置をしており、利用ニーズがあることから、継続して実施していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

この事業の需要は、ストマ用装具などの排せつ管理支援用具が日常生活用具として取扱いになったことから大幅に増加し、今後もさらに増加が見込まれます。事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

多くの町民が参加できるよう広報紙等を活用した周知活動を行い、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及を推進していきます。

障害福祉にかかる事業を実施している法人、当事者団体等に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な企画・運営を実施します。

⑨ 移動支援事業

この事業は社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等の外出の際の支援で、利用者数及びサービス提供量が増加していることから、障がい者の社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、引き続き支援を継続していきます。

移動支援事業の情報提供の充実やサービス提供を行う事業者を確保するなど、より利用しやすい制度としていきます。1対1の個別支援型だけでなく、複数の障がい者への

同時支援を行うグループ支援型及び自立支援型を実施します。

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、さまざまな日中活動の場を求める障がい者等にとって、社会参加のきっかけとなる事業でもあり、障害福祉サービスと効果的に組み合わせることにより、障がい者等の日中活動における支援の全体的な体系の構築を図ります。

今後は事業所等と連携し、人材の確保等提供体制の整備や情報提供等の支援を行い、サービスの充実を図ります。

また、他市町村の地域活動支援センターの利用が必要な障がい者を、他市町村の地域活動支援センターが利用できるよう他市町村と連携を図ります。

⑪ 日中一時支援事業

(①日帰りショート事業、②サービスステーション事業、③登録介護者事業)

地域における同様のサービスの実情やニーズ等を把握して、必要に応じて実施していきます。事業者に対し必要な情報を提供し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。委託をする介護者や事業所が必要な要件を満たしているか確認するなど適正な運営に努めます。

⑫ 訪問入浴サービス事業

事業の周知をするとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。福祉にかかる事業を実施している法人に事業を委託するなど、専門性を確保した効果的な運営を行います。サービス提供時における利用者の病状の急変など緊急時の対応をあらかじめ定めておくなど安全体制の確保に努めます。

⑬ 知的障害者職親委託事業

事業を周知するとともに、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。障がい者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。

⑭ 点字・声の広報発行事業

必要な障がい者が利用できるよう、事業の周知を図ります。

⑮ 自動車改造費補助事業

サービスを必要とする方が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談・対応に努めます。

⑯ 障害者虐待防止対策支援事業

玉村町障がい者虐待防止センターを引き続き委託し、緊急時に対応できるよう体制を整備すると共に、町民等へ障がい者虐待防止に関する啓発活動を実施します。

8 計画推進のために

(1) 推進体制の確立

玉村町障がい者総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、各団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 障害福祉サービスや障害福祉計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。また、障害福祉計画の周知を図り、策定または変更する場合には、できる限り住民の意見を反映するよう努めます。

(3) 地域での障がい者理解を深めるための啓発と地域の力の活用

地域の住民や企業に対して、障がいに関する正しい知識の普及啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(4) サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、町と契約を締結した事業者は、サービス提供者として苦情処理体制を整備するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

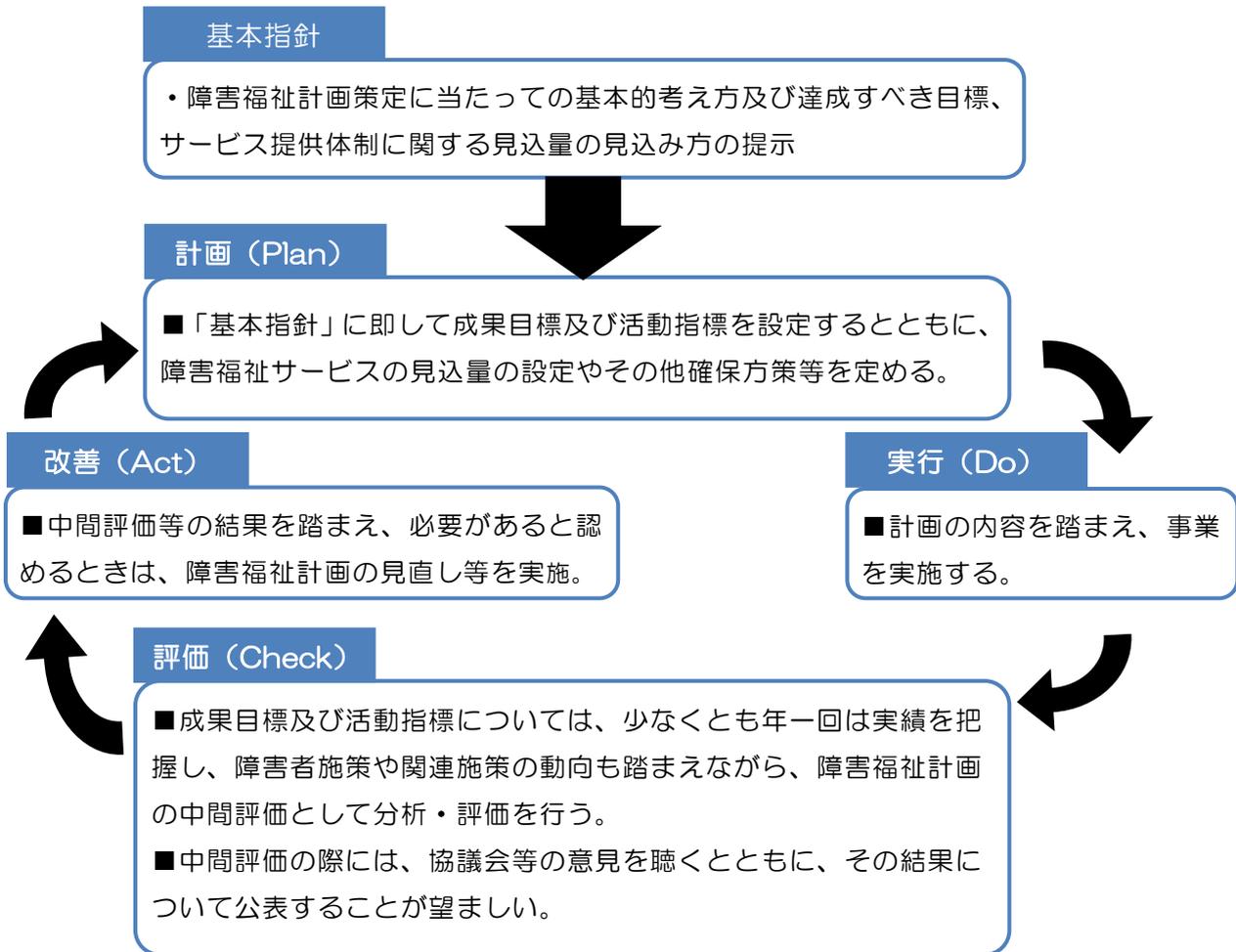
また、県の指定を受けた事業者についても、群馬県との連携を図り、質の確保に努めます。

(5) 計画達成状況の点検及び評価

年度ごとにPDCAサイクルにより計画を調査・分析を行い、結果に基づいて玉村町障がい者総合支援協議会で総合的な評価を実施します。評価に基づき、関係各機関と目標達成に向けた検討を実施します。

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



編集・発行 玉村町役場 健康福祉課
〒370-1192
群馬県佐波郡玉村町大字下新田201
TEL (0270) 65-2511 (代表)
FAX (0270) 65-2592
URL <http://www.town.tamamura.lg.jp/>